

賛成？反対？日本の相続税

(1) 高額な相続税

『相続税は3代で資産家をつぶす』というフレーズを耳にしたことがあるでしょうか？平成14年まで、相続税の最高税率がなんと70%という時代がありました（現在の最高税率は50%です）。この70%が3代連続して適用されると、どうなるか検証してみましょう。（途中で財産は増えないこととし、税額控除などの細かいことは一切無視します）。

まず、ある方が遺産を1,000億円遺して亡くなったとします。

このとき70%の相続税をとられて残りが300億円。

2代目の相続では、上記300億円から70%の210億円とられて残りは90億円。

3代目の相続でも、同じく90億円から63億円とられて残りは27億円。

3度の相続税課税を経て、財産は当初のわずか2.7%しかなくなってしまいました（現在の最高税率50%で上記計算をすると、残りは12.5%）。しかしこの相続税、実際に課税されるのは亡くなった人のわずか4~5%の人とされています。



(2) 賛成？反対？日本の相続税

世界に目を向けると、のちに廃止した国も含めて相続税がない国もたくさんあります。そもそも、日本にはなぜ相続税という制度があるのでしょうか。税務大学の相続税の講本1ページ目には、相続税の持つ機能として『所得税の補完機能』と『富の集中排除機能』が挙げられています。すなわち、宝くじのような特殊な収入（非課税）は別として、通常私たちが所得を得れば所得税が課せられ、税金を納めます。しかし、それでもなお亡くなるときに多額の財産が遺ってしまった場合、改めて最後の精算をさせてくださいという考え方がです。また、たまたまお金持ちの家に生まれた一族が代々裕福であり続けるのは不公平であるとして、富の一部を国庫へ返し広く再分配すべきという考え方がです。富の再分配は、社会主義のそれや一部宗教の『富める人は貧しい人に施しを』といった教えと通じる部分がありますね。その一方で、一度所得税が課せられた所得に対して再び相続税を課税することは二重課税でありけしからん、と反対する考え方もあります。ただし、こちらは講本に載っていません。

(3) 相続税と贈与税

所得税は所得税法に基づき、相続税は相続税法に基づきます。そして贈与税は贈与税法に基づき……ません。贈与税法という法律はないのです。それでは贈与税課税の根拠は？答えは、贈与税も相続税法において規定されています。これを専門的には『1税法2税目』と言います。もし贈与税というものがなく、相続税しかなかったらどうなるでしょうか。ほぼ100%の人が生前に財産を贈与することを考えると思います。それを防ぐために贈与税が睨みをきかせているわけです。しかも、税率は相続税と比べてもかなり高めです。仮に1,000万円の贈与に対する贈与税は275万円。これなら十分な抑止力となりそうです。このように相続税と贈与税は密接な関係にあり、『贈与税は相続税の補完税』と言われています。

なおも27億円残っている状態は、決してつぶれたと言えないと思う方に1票。